

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第50号	三田市行政評価条例の制定について
企画広報課	三田市まちづくり基本条例第44条第4項の規定に基づき、行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、効率的で質の高い市政の推進及び市民満足度の向上等を図るため、当該条例を制定しようとするもの。

【趣 旨】 三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号）第44条の規定に基づき、行政評価に関する基本的な事項を定める。

【関係法令】 三田市まちづくり基本条例、三田市附属機関の設置に関する条例

【内 容】 <基本方針（第3条）>

- ・ 合理的な手法により客観的に評価する。
- ・ 評価結果を踏まえ、行政運営に活用する。
- ・ 評価の過程で市民意見を聴き、評価に反映する。
- ・ 評価に関する情報を分かりやすく公表する。

<行政評価計画に基づく評価の実施（第4条、第5条）>

- ・ 市長等は、毎年度、その年度に予定する行政評価の内容を、財政状況や社会経済情勢等を踏まえて、行政評価計画として定め、公表する。
- ・ 行政評価計画で定める内容は、①行政評価の対象、②行政評価の種類、③行政評価の手法、④その他必要な事項とする。

・ 評価の実施

- ① 評価に当たって基礎資料を作成し、内部評価を行って結果を公表し、必要に応じて市民意見を聴取する。
- ② 内部評価のうち重要なものについて、附属機関として設置する「三田市行政評価委員会」による検証（＝外部評価）を行い、これを踏まえて評価の見直しを行う。
- ③ 外部評価の内容及び評価見直しの結果を公表する。

<その他（付則）>

- ・ 三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）の一部改正を行い、三田市まちづくり基本条例行政評価検討委員会を廃止し、三田市行政評価委員会を新設する。
- ・ 三田市まちづくり基本条例の一部改正を行い、所要の文言修正を行う。

【施行期日】 平成27年7月1日